

別表1

「社会福祉施設等」の定義

1 区分	2 大分類	3 中分類	4 小分類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
(2) 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」という。） ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。） イ 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター ウ 社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（アイヌ集落内に設置された建物）及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター エ 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館	社会事業授産施設  地域福祉センター  隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター  へき地保健福祉館	地域福祉センター（A型） 地域福祉センター（B型）	

<p>(3) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設</p>	<p>介護福祉士等養成施設</p>	<p>社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設</p>	
<p>(4) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービス事業所(療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、及び就労継続支援事業を行うものに限る。) 障害者支援施設</p>		
<p>(5) 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護(以下「居宅介護」という。)、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 (以下「居宅介護事業所」という。) 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事</p>		

及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	業所 相談支援事業所		
(6) 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）	身体障害者社会参加支援施設  盲人ホーム市町村障害者生活支援センター	身体障害者福祉センター  補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
(7) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター		
(8) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム	福祉ホーム		
(9) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス）を行う事業者、第7条に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び昭和54年7月11日児発第514号厚	児童福祉施設  児童発達支援事業所 放課後等デイサ	障害児入所施設  児童発達支援センター	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター

<p>生省児童家庭局長通知 「心身障害児総合通園センターの設置について」 に基づく心身障害児総合通園センター</p>	<p>ービス事業所 心身障害児総合通園センター</p>		
<p>(10) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所</p>		
<p>(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同</p>	<p>老人福祉施設</p>	<p>老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム  老人福祉センター  老人介護支援セ</p>	<p>軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援セン</p>

<p>法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設</p>	<p>認知症高齢者グループホーム  在宅複合型施設  生活支援ハウス  介護老人保健施設  介護医療院  訪問看護ステーション  小規模多機能型居宅介護事業所  夜間対応型訪問介護ステーション  介護予防拠点  地域包括支援センター  定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>	<p>ンター</p>	<p>ター</p>
---	---	------------	-----------



<p>児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園」という。）において保育を実施する部分（以下「保育所機能部分」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの（以下「特例保育施設」という。）、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）による改正後の母子保健法（昭和40年法律</p>	<p>小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園（幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。） 特例保育施設 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設</p>		
--	---	--	--

<p>第 141 号。以下「改正母子保健法」という。) 第 17 条の 2 に基づく産後ケア事業を行う施設及び平成 11 年 1 月 7 日児発第 14 号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設 (以下「助産施設等」という。)</p>			
<p>(14) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 38 条及び平成 26 年 9 月 30 日厚生労働省発雇児 0930 第 4 号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」に基づく母子・父子福祉施設</p>	<p>母子・父子福祉施設</p>	<p>母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム</p>	
<p>(15) 母子保健法 (昭和 40 年法律第 141 号) 第 22 条に基づく母子健康包括支援センター (旧母子保健法第 22 条第 1 項に基づく母子健康センターとして平成 29 年 3 月 31 日以前に設置された施設であり、かつ旧同法 22 条第 2 項に規定していた機能を維持している施設に限る。)</p>	<p>母子健康包括支援センター</p>		
<p>(16) 生活保護法第 30 条に基づく日常生活支援住居施設</p>	<p>日常生活支援住居施設</p>		

設			
(17) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営について基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

## 別表 2

## 交付の対象

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第 40 条又は第 41 条	(ア) 市町村（中核市を除く。以下本表において同じ。）  (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4  3 / 4
(2) 社会事業授産施設等			
ア 社会事業授産施設	社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	3 / 4  3 / 4
イ 地域福祉センター(A型、B型)	平成 6 年 6 月 23 日社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	3 / 4  3 / 4
ウ 隣保館	平成 14 年 8 月 29 日厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	市町村	3 / 4
エ 生活館	平成 14 年 8 月 29 日厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働事務次官通知「隣保館	市町村	3 / 4

	の設置及び運営について」		
オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター	平成30年市町村7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	市町村	3/4
カ へき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について	市町村	3/4
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3/4 3/4
(4) 障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）	3/4 3/4

<p>イ 障害者支援施設</p>	<p>障害者総合支援法第 8 条第 3 項又は第 4 項</p>	<p>(ア) 市町村</p> <p>(イ) 地方税法（昭和 25 又は指定年法律第 2 都市若し 26 号）第 348 条第 2 項第 10 の 4 号及び第 10 の 6 号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>
<p>ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所</p>	<p>障害者総合支援法第 7 条第 2 項</p>	<p>(ア) 市町村</p> <p>(イ) 社会福祉法人等</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>
<p>エ 地域活動支援センター</p>	<p>障害者総合支援法第 7 条第 1 項第 9 号及び第 79 条第 2 項</p>	<p>(ア) 市町村</p> <p>(イ) 社会福祉法人等</p>	<p>3 / 4</p> <p>3 / 4</p>

オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第7条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	3 / 4 3 / 4
(5) 身体障害者社会参加支援施設等			
ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4
イ 身体障害者福祉センター(中分類)	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	3 / 4 3 / 4 3 / 4
エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(ア) 市(中核市を除く。) (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4

(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設（中分類）	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3 / 4
イ 児童発達支援センター（中分類）	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人等	3 / 4
ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人等	3 / 4
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人等	3 / 4
(8) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	3 / 4
		(ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団	3 / 4

		法人、NPO 法人等（法人の種類は問わない。社会福祉法人を除く。以下「民間法人」という。）（ただし、認知症対応型デイサービスセンターに限る。）	
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第 15 条第 2 項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 民間法人（ただし、虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。）	3 / 4 3 / 4 3 / 4
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第 15 条第 3 項又は第 4 項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4
エ 軽費老人ホーム（A 型）	老人福祉法第 15 条第 5 項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4
オ 軽費老人ホーム（B 型）	老人福祉法第 15 条第 5 項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4

カ	軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	3 / 4
			(イ) 社会福祉法人	3 / 4
			(ウ) 民間法人	3 / 4
キ	都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	3 / 4
			(イ) 社会福祉法人	3 / 4
			(ウ) 民間法人	3 / 4
ク	老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	2 / 3
			(イ) 社会福祉法人	2 / 3
ケ	老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	2 / 3
			(イ) 社会福祉法人	2 / 3
コ	老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	2 / 3
			(イ) 社会福祉法人	2 / 3
サ	老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	2 / 3
			(イ) 社会福祉法人	2 / 3
シ	在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	3 / 4
			(イ) 社会福祉法人	3 / 4
			(ウ) 医療法人	3 / 4
			(エ) その他知事が認めた者	3 / 4

ス	認知症高齢者 グループホーム	老人福祉法第14条	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 民間法人	3/4  3/4  3/4
セ	在宅複合型施設	平成6年9月14日老 計第120号厚生省老 人保健福祉局長通知「在 宅複合型施設の整備に ついて」	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人	3/4  3/4
ソ	生活支援ハウス	平成12年9月27日 老発第655号厚生省 老人保健福祉局長通知 「高齢者生活福祉セン ター運営事業の実施に ついて」	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 医療法人  (エ) その他知事が認 めた者	3/4  3/4  3/4  3/4
タ	介護老人保健 施設（併設さ れる通所リハ ビリテーショ ン事業部分を含 む）	介護保険法第94条1 項（介護保険法第41条 第1項、及び同法第72 条1項）	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 医療法人  (エ) その他知事が認 めた者	3/4  3/4  3/4  3/4
チ	介護医療院 （併設される 通所リハビリ テーション事 業部分を含	介護保険法第107条 1項（介護保険法第41 条第1項、及び同法第7 2条第1項）	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人  (ウ) 医療法人	3/4  3/4  3/4

む)		(エ) その他知事が認めた者	3 / 4
ツ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 医療法人 (エ) 非営利法人	1 / 3 1 / 3 1 / 3 1 / 3
テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 民間法人	3 / 4 3 / 4 3 / 4
ト 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 民間法人	3 / 4 3 / 4 3 / 4
ナ 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 民間法人	3 / 4 3 / 4 3 / 4
ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第2項又は第3項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人	3 / 4 3 / 4

		(ウ) 民間法人	3 / 4
ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 民間法人	3 / 4 3 / 4 3 / 4
ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 民間法人	3 / 4 3 / 4 3 / 4
(9) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項	社会福祉法人	3 / 4
(10) 助産施設等 ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 中核市（助産施設及び母子生活支援施設を除く。）又は市町村（本表(10)のアの(ア)、イの(ア)、カの(ア)及びクの(ア)については児童相談所設置市を除く。）  (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	3 / 4  3 / 4

イ 保育所	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村  (イ) 児童福祉法第35条第4項に基づき認可を受けた者	3 / 4  3 / 4
ウ 幼保連携型認定こども園	認定こども園法第12条	(ア) 市町村  (イ) 認定こども園法第17条第1項に基づき認可を受けた者	3 / 4  3 / 4
エ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	2 / 3  2 / 3
オ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	市町村	3 / 4
カ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	(ア) 中核市又は市町村  (イ) 社会福祉法人等	3 / 4  3 / 4
キ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	(ア) 市町村  (イ) 児童福祉法第34条の11第1	3 / 4  3 / 4

		項に基づき地域子育て支援拠点事業を実施する法人（社会福祉法人等）	
ク 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	3 / 4 3 / 4
ケ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	(ア) 中核市又は市町村 (イ) 社会福祉法人等	3 / 4 3 / 4
コ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項又は第2項	(ア) 市町村 (イ) 児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けた者	3 / 4 3 / 4
サ 幼稚園型認定こども園	学校教育法第2条（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものに限る。）	(ア) 市町村 (イ) 認定こども園法第3条第1項に基づき認定を受けた者（指定都市、中核市及び市町村を除く。）	3 / 4 3 / 4
シ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	市町村	3 / 4
ス 利用者支援事業	子ども・子育て支援法第	(ア) 市町村	3 / 4

業所	59条第1号	(イ) 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づく利用者支援事業を実施する法人（社会福祉法人等）	3 / 4
セ 産後ケア事業を行う施設	改正母子保健法第17条の2	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	3 / 4 3 / 4
ソ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人（放課後児童クラブに限る。）	3 / 4 3 / 4
(11) 母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	2 / 3 2 / 3
(12) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び	(ア) 市町村	2 / 3

	平成26年9月30日 厚生労働省発雇児09 30第4号厚生労働事 務次官通知「母子・父子 福祉施設の設備及び運 営について」	(イ) 社会福祉法人又 は日本赤十字 社、公益社団法 人、公益財団法 人、一般社団法 人若しくは一般 財団法人	2 / 3
(13) 母子健康包括支 援センター	母子保健法第22条	中核市又は市町村	2 / 3
(14) 日常生活支援住 居施設	生活保護法第30条	(ア) 市町村  (イ) 社会福祉法人等	3 / 4
(15) その他施設	別途知事が定める基準 等	(ア) 市町村  (イ) その他知事が認 めた者	2 / 3 から 3 / 4 まで  2 / 3 から 3 / 4 まで

## 別表3

## 算定基準

1 基準額	2 対象経費
(1) 知事が認めた額	社会福祉施設等の災害復旧(施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、知事が必要と認めた復旧を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(交付要綱5に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)
(2) 知事が認めた額	社会福祉施設等の災害復旧(応急仮設施設整備)に必要な工事費又は工事請負費(交付要綱5に定める費用を除く。)

## 別表4

## 各法に基づく特別措置

1 区分	2 対象施設の種類の種類	3 補助率
(1) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・在宅介護支援センター</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・児童福祉施設</li> </ul>	4 / 5
(2) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・乳児院</li> <li>・障害児入所施設（中分類）</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</li> </ul>	5 / 6
(3) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・乳児院</li> <li>・障害児入所施設（中分類）</li> <li>・児童心理治療施設</li> <li>・障害者支援施設（生活介護及び自立訓練を行うものに限る。）</li> </ul>	5 / 6

<p>(4) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 小規模保育事業所 (地方公共団体が設置するもの)</li> </ul> <p>(地方公共団体以外の者が設置するもの)</p>	<p>3 / 4 から 4 / 5 まで</p> <p>1 1 / 1 2</p>
<p>(5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 小規模型保育事業所 (地方公共団体が設置するもの)</li> </ul> <p>(地方公共団体以外の者が設置するもの)</p>	<p>3 / 4 から 4 / 5 まで</p> <p>1 1 / 1 2</p>
<p>(6) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所</li> <li>・ 幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 小規模保育事業所</li> </ul>	<p>4 / 5</p>

るものに限る。(創設を除く。))		
------------------	--	--